

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－３－６ 増資</p> <p>経営管理会社又はグループ内会社の増資の形態には、公募増資、第三者割当増資等があるが、<u>公募増資は、通常、株式を公開している企業が証券会社を引受人として行われるので、法令等遵守の観点からも相応のチェック機能が働くと考えられる。</u></p> <p>しかしながら<u>第三者割当増資については、取引先等に対し直接に割当てを行うので、例えばグループ内の金融機関が関与する場合には、「資本充実の原則」との関係や「優越的な地位の濫用」の防止等、法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さ等の観点から、一層の経営努力が払われる必要がある。そのため、以下の着眼点に基づき、その適切性について検証することとする。</u></p> <p>(1) ～ (6) (略)</p>	<p>Ⅱ－３－６ 増資</p> <p>経営管理会社又はグループ内会社の増資の形態には、公募増資、第三者割当増資等があるが、<u>公募増資など証券会社を引受人として行われる増資の場合には、法令等遵守の観点からも相応のチェック機能が働くと考えられる。(注)</u></p> <p>しかしながら<u>経営管理会社又はグループ内会社の増資が、取引先等に対し直接に割当てを行う第三者割当増資であって、例えばグループ内の金融機関が関与する場合には、「資本充実の原則」との関係や「優越的な地位の濫用」の防止等、法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さ等の観点から、一層の経営努力が払われる必要がある。そのため、以下の着眼点に基づき、その適切性について検証することとする。</u></p> <p><u>(注) 証券会社の引受けに関するルールについては、「有価証券の引受け等に関する規則（日本証券業協会公正慣習規則第 14 号）を参照。）</u></p> <p>(1) ～ (6) (略)</p>